



One to One



宮城県

仙台市

～認証機関制度改革～

本年6月、改正NPO法が成立し、平成24年4月1日からNPO法人制度が大きく変わります。政令指定都市の仙台市を有する宮城県は、認証機関制度改革に伴う変更点が多いことから、改めて要点を整理しました。

主な変更点①

NPO法人の認証機関の変更

現在の認証機関は内閣府(複数都道府県に事務所を置く法人分)と都道府県

平成24年4月から認証機関は都道府県と政令指定都市に変更

- 既存NPO法人の事業報告書の提出などの場合、仙台市のみ事務所に置く法人は、同市に提出。
- 県内の既存NPO法人(約600法人)の約6割は宮城県から仙台市に移管。県内に主たる事務所を置く、内閣府所管の約20法人は、宮城県に移管。

主な変更点②

NPO法人新認定制度

現在の認定NPO制度の認定機関は国税庁

平成24年4月から認定NPO法人の認定機関は都道府県と政令指定都市に変更

- 仙台市のみ事務所に置く法人分を仙台市が、その他の法人分を宮城県が担当
- 新たに仮認定制度がスタート。対象は、設立から5年を経過しないNPO法人(経過措置で、平成24年4月から平成27年3月まで、設立から5年を経過した法人も申請可能)

その他多くの改正事項があり、8月末現在、内閣府は法解釈や制度運用の詳細を整理・検討中です。宮城県は、来年1月以降、本格的な制度改革の周知・広報を行う方向です。なお、改正事項が網羅された法律要綱などが「内閣府NPOホームページ」に掲載されています。

内閣府NPOホームページ
<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

準備は? 今後の予定は? 新たにNPO法人の認証・認定機関に加わる仙台市に聞きました!

仙台市では、平成24年4月から特定非営利活動法人認証に関する事務の権限移譲を受ける予定で、昨年度から準備を進めてきました。今回のNPO法の改正で認証のほか認定の事務も行うことになりましたので、それらを含め、県と研修などを行い、しっかり準備を進めたいと思っています。また仙台市市民活動サポートセンターも、事業報告書の閲覧などのほか、NPO法人についての相談など、市民活動団体支援拠点としての新たな役割を担うこととなりますので、今後詳細を詰めていく予定です。情報公開については利用者にとって分かりやすく使いやすい仕組み

を、県などとも一緒に検討したいと思います。仙台市では、今回の事務移譲により各NPO法人の皆さんと直接繋がりを持つようになることは、とても大きな意義があることだと思っています。NPO活動がより活発になるよう、顔の見える関係性の中でさまざまな支援を行っていきたく考えています。



お話を伺った、市民協働推進課の武山広美課長(右)・栗原怜主査(左)▲

「新しい公共」災害復興緊急事業

5月下旬より公募が開始されていた「宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」と「宮城県NPO等支援委託事業」は、7月上旬に前者6団体、後者1団体の応募事業が採用決定となりました。

「新しい公共」とは？
従来行政が独占的に担ってきた業務領域や、行政だけでは対応が行き届かない課題を、官民協働で担うなど、市民やNPOや企業等が行政と共に支え合う仕組みや体制をいいます。
新しい公共支援事業は、NPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図ることを目的とした事業です。宮城県では重点実施事項として2つ事業を募集しました。

宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業

地域におけるさまざまな課題の解決に、NPO等、企業、行政など多様な担い手が、協働して取り組む事業です。今回は、災害復興における新しい公共の場づくりのモデルとして、災害復興を促進する事業を募集しました。

東松島復興支援センター事業 ～NPO等だからできる！復興支援の拠点づくり～

事業を行うのは、東松島市総務部市民協働課、特定非営利活動法人東松島まちづくり応援団、特定非営利活動法人いしのまきNPOセンター、東松島市商工会、あった！会を協議体・会議体とした『東松島ふるさとづくり協議会』です。震災前より、商店街活性化を目的にイベントなどを開催していた『あったかいホール』が、今回の震災により修繕が必要になりました。そこで今回の事業費を活用し改修費にあて、9月より、1階を復興支援センターとして活用します。県外から復興支援のために滞在している、市民活動団体の事務所機能をもった活動拠点として利用し、ソフト事業としては、就労支援につながるコミュニティビジネスを学ぶ復興塾やコミュニティ作りの研修会を企画します。



▲復興支援センターの拠点「あったかいホール」

また、1・2階を利用した復興市やチャレンジショップスペースを設け、仮設住宅で暮らす主婦などを対象に、手作り品を地

元で販売できる場とする計画もあります。避難所の管理や支援を行ってきた東松島市では、今後、仮設住宅に住む住民や自宅被災者の支援を行っていくにあたり、コミュニティ作りの難しさを実感しています。「ひとりひとりの自宅被災者からの支援ニーズを汲み取っていくことは、行政としてはとても難しい。行政の手が届かない狭間の支援を、NPOに期待しています。」と市民協働課協働推進班長の尾形千恵子さんは言います。協議会会長であり、特定非営利活動法人東松島まちづくり応援団・特定非営利活動法人いしのまきNPOセンター理事でもある木村正樹さんは、「今まで、民間の震災復興支援の拠点がなかった。今までお手伝いの域に留まっていた県外の支援団体の提案やノウハウを、行政が取り入れていけるような仕組み作りの仲介をしていきたい」とこの事業への思いを話しました。



▲協議会会長の木村正樹さん

[問合せ先] 東松島ふるさとづくり協議会
TEL: 0225-98-6061 FAX: 0225-98-6062
E-mail: attakai@ia9.itkeeper.ne.jp

採用された「宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業(災害復興緊急事業)」一覧

事業提案団体/事業名	事業概要
東日本大震災被災地向けカーシェアリング事業推進協議会 「カーシェアリング事業実現に伴うモニタリング及び試験運用」	避難所や仮設住宅等で、カーシェアリングを無償で行う事業モデルの策定および試験運用、ならびに高齢者や障害者の移動をサポートする事業モデルの策定および事業運用
東松島ふるさとづくり協議会 「東松島復興支援センター事業」	震災復興の担い手となる既存組織の再生と新規組織の設立のため、それぞれの担い手となる個人や団体への支援活動を、継続的に行うための場づくりを行う
冒険あそび場・仙台市協議体 「子どもをとりまく豊かな環境づくり事業」	子どもが持つ「遊びを通じての自己回復力」に着目し、場づくり・環境づくりに力点を置いて、子どもの能動的な遊びを取り戻し、ケアしていく。そのプロセスで、子どもを見守る大人の和をひろげていく
南三陸町商店街復興協議会 「地元の物産品を購入するお客様を集める観光ツアープロジェクト」	震災で壊滅的な被害を受けた南三陸町の地元商店街が中心となって、全国の先駆けとなって復興のメッセージを発信した「復興市」に、全国から人々を集めるツアーを企画・運営する
南三陸町商店街復興協議会 「町の商店主等の経営者の自立を目指すコンテナ商店街プロジェクト」	南三陸町の産業の復興・雇用の創出に向けた更なる第1歩として、「仮設コンテナ商店街」を建設し、町の復興と発展を目指していく
石巻ふるさと復興協議会 「石巻ふるさと復興協議会」	仮設住宅におけるコミュニティ形成支援、引っ越し支援、仮設住宅での通院、買い物支援など、被災者を継続的にサポートし、併せて魅力的な協働社会の形成に資する活動を行う

宮城県NPO等支援委託事業

地域における課題解決のため、その中核的な担い手となるNPO等の活動基盤の整備を促進するための事業。今回は震災被害を受けた地域のNPO等の、再建、基盤整備、新設等のため、中間支援組織等が行う支援事業を募集し、委託事業を実施します。

被災地NPOのための専門相談会 ～現地に出向き 緊急の課題解決へ助言～

宮城県NPO等支援委託事業(災害復興緊急事業)として、特定非営利活動法人の伝言板ゆるるが提案した事業『被災地NPOのための出前専門相談会』が採用されました。今回の震災では、津波被害にあつて事業継続や雇用継続が出来なくなってしまったNPOがあります。また、高齢者介護保険事業や障害者支援事業を実施するNPO法人では、津波や大きな揺れにより建物に甚大な被害が出て、事業を休止せざるを得なくなった団体や、その影響で利用者が激減した団体もあり、収入面で大きなダメージを受けています。特定非営利活動法人の伝言板ゆるるが指定管理者となっているみやぎNPOプラザでは、4月から6月まで「被災NPOのなんでも相談」を開催しましたが、遠方からプラザに来館しての相談や複数回にわたる詳細な

相談は難しい現状でした。そのような状況を受け、今回の事業では、中小企業診断士などが実際に、気仙沼市・登米市・石巻市・岩沼市・山元町等(予定)の被災地に出向き、運営アドバイスや助成金や補助制度の情報提供などのほか、震災を機に立ち上げた団体へは組織運営アドバイス、法人申請方法指導などを行います。被災地のNPOに対し、個別に対応することで、活動再開や健全な組織運営ができることを目指すほか、事業の見直しでの経営改善や組織の立て直しを図ります。今回の専門相談会を経て、被災地域に、助成金申請の実現やNPO法人の理解が深まることが望まれます。

[問合せ先] 特定非営利活動法人の伝言板ゆるる
TEL: 022-791-9323 FAX: 022-791-9327
E-mail: npo@yururu.com

みやぎNPOプラザ NPO支援センター研修 「新しい公共」を学ぶ

宮城県NPO・協働社会推進班
主任主査の佐々木さん

みやぎNPOプラザでは、県内のNPO中間支援組織や支援施設のスタッフを対象に、NPOを取り巻く課題や、NPO支援に欠かせない情報を学ぶNPO支援センター研修を行っています。7月29日(金)には、「新しい公共」と宮城県の取り組みを学ぶ」というテーマで、今年度第1回目の研修を開催しました。講師は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班で新しい公共支援事業の担当をしている佐々木幸則主任主査さんです。講義では、まず初めに「新しい公共」の経緯と国の「新しい公共支援事業」の趣旨と概要の解説がありました。続けて、宮城県の新しい公共支援事業の基本方針や、それを推進するための事業計画を紹介され、その後、事業計画に基づいて実施している公募型企画提案事業の説明がありました。特に「宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業」は、地域における様々な課題に対して、NPO等と行政をはじめ、地元の民間企業等も連携した会議体での検討や計画を踏まえ、解決にあたる仕組み(マ

ルチステークホルダー・プロセス)を試行する事業である、という内容が印象的でした。参加者からは、「新しい公共」についてもっと時間をかけて議論したい」「NPOと行政との協議体はどのようにつくっていけばよいか」などの意見や質問が出されました。「新しい公共」の拡大と定着に向けて、具体的な取り組みが始まったばかりであり、企画段階からNPO等と行政が連携していくには、これまで以上に情報交換や相互の理解が必要になりますが、その成果には大きな期待が寄せられています。



●申込: 講座・専門相談は要予約。所属団体・参加者氏名・連絡先・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にてお申込み下さい
●主催: 宮城県(みやぎNPOプラザ) ●企画・実施: 特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる

NPOのための専門相談

■会計・税務相談→9/27(火)、10/27(木)

日々の会計業務から決算書作成や税金のことなど、NPO会計に詳しい税理士が、ご相談をお受けします。

◎相談対応: 小山かほるさん(公認会計士・税理士)(9/27)
平野由紀子さん(税理士)(10/27)

■法人設立・団体運営相談 → 毎週水曜日

NPO法人の設立に関することや、NPOの運営について、お気軽にご相談ください。

◎相談対応: 大久保朝江(みやぎNPOプラザ館長)

■経営相談 → 10/7(金)

熱血指導で大人気の経営コンサルタントが、マンツーマンでアドバイスします。

◎相談対応: 波多野卓司さん(経営コンサルティング波多野事務所代表)

【共通事項】

●時間: 13:00~17:00(相談時間: 1団体1時間程度)

●定員: 各3団体

※要予約。所属団体・参加者氏名・電話・FAX番号・質問事項をご記入のうえ、FAX・メール・電話にて下記連絡先までお申込み下さい。

(申込締切: 開催日の6日前)

50歳からのNPO実践塾 第9期生募集

未曾有の大震災後から、「社会のために何かしたい、何が出来るか」と考えている皆さま、NPO・市民活動を通して、自分の「キャリア」を見直し、出来る事、やりたい事を、今だからこそ、この「実践塾」で見つけてみませんか?

●日時: 9/17、10/1、10/22、10/29、11/12、11/26(全て土曜日)
※時間は各回とも14:00~16:00

●対象: おおよそ50歳以上のミドル&シニア

●定員: 10名

●参加費: 4,500円

お知らせ

みやぎNPOプラザ 利用者懇談会

施設をより一層快適にご利用いただくために、利用者懇談会を開催しています。参加者同士の意見交換やネットワークづくりの場として、皆さまの日頃の活動の様子や「これまでの成果・ここが強み・弱点」等、ざっくばらんに語りあいましょ。

●日時: 9月14日(水) 18:30~20:00

●場所: みやぎNPOプラザ 交流サロン

●対象: みやぎNPOプラザを利用したことのある方

●参加費: 無料(お茶を用意しています。差し入れ大歓迎!)

※団体紹介パンフレットやチラシがありましたら、配布用としてお持ち下さい。

東日本大震災によるNPO法人の届出 再延長について

特定非営利活動法人は、法律により県や法務局等への届出やその期間が定められており、その定め違反した場合には過料が科せられるなどの責任が問われることとなります。

しかし国において、東日本大震災による甚大な被害の現状に鑑み、「東日本大震災についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」が公布され、その一部については6月30日までに届出などを行えば責任が問われないことになっていたところでした。この特例措

置については6月29日に公布された「東日本大震災による特定非営利活動促進法第28条第1項の規定による事業報告書等の作成等の義務の不履行についての免責に係る期限に関する政令」により、下記の義務に限り9月30日まで免責期限が延期になりましたので、お知らせします。

詳しくは、宮城県環境生活部共同参画社会推進課NPO・協働社会推進班までお問い合わせください。

対象となる義務

- ・事業報告書等、役員名簿等の作成及び備置き
- ・事業報告書等、役員名簿等、定款等の所轄庁への提出

【問合せ先】

宮城県環境生活部共同参画社会推進課 NPO・協働社会推進班
〒980-8570 仙台市青葉区本町3丁目8番1号 宮城県庁13階
TEL: 022-211-2576 FAX: 022-211-2392
E-mail: kyoshan@pref.miyagi.jp

宮城県からのお知らせ

■新規のNPO法人認証団体

宮城県のNPO法人数 **588団体** (平成23年8月10日現在)
※解散、所轄庁変更、認証取消、認証撤回した団体を除く

団体名	所在地	活動内容	認証日
七ツ森大和会	黒川郡大和町	介護保険制度に関するサービス提供及び受託事業	6/16
サン・エー	栗原市	障害者自立支援法に基づく就労及び相談支援事業等	6/20
みちのく復興の会	仙台市太白区	被災者及びその地域社会に対する支援事業等	7/27

One to One

発行日: 2011年 9月1日
発行: 宮城県民間非営利活動プラザ(みやぎNPOプラザ)
発行部数: 3,000部
編集: 特定非営利活動法人社の伝言板ゆるる
編集スタッフ: 相原いつみ 清野利之

【お問い合わせ】
〒983-0851 宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡5
TEL: 022-256-0505 FAX: 022-256-0533
E-mail: npo@miyagi-npo.gr.jp
URL: http://www.miyagi-npo.gr.jp

2011 SEPTEMBER
vol. 63

「One to One」は、県内各地でのさまざまなNPO活動により、ひととひとが信頼でつながって、よりよい市民社会が形成されるよう願いを込めたニュースレターです。